

知的財産の適切な管理と使用

考え方

▶ 知的財産に関する
グループポリシー

知的財産の基本方針

味の素グループは、「知的財産に関するグループポリシー」を定め、競争優位の確立・利益創出・グローバルな成長に向け、以下の取り組みを推進しています。

1. 事業のコアとなる技術の戦略的かつ効率的な知的財産の獲得
2. オープンイノベーション等、積極的な外部技術の取り込みと連携
3. 自社技術のライセンスや訴訟等、保有技術の活用と権利行使
4. 商標制度等を活用した製品の保護とブランド価値の向上
5. 他者知的財産権の尊重と調査、クリアランスの徹底による侵害リスクの極小化
6. 調査解析情報のグループ事業部門・R&D部門への提供
7. 知的財産人財の育成、社内外ネットワークの活用

味の素グループの知的財産権を侵害する企業に対しては、警告や知的財産権侵害訴訟を提起する等、権利の侵害を許さない毅然とした態度で対応しています。また、営業秘密の管理および漏洩防止に関し、情報企画部門と知的財産部門が防衛策を立案、実行し、監査部門と連携しつつ、味の素グループ全体の内部統制を進めています。

TOPIC

「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言」に発起人企業として参画

味の素(株)は、2020年4月、京都大学の医学研究科附属ゲノム医学センターの呼びかけに応え、「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言」に発起人として参画し、新型コロナウイルス感染症まん延の終結を目的とした診断・検査・治療・衛生管理等に関連した行為に対し、保有している知的財産権を一定期間開放する活動を開始しました。

本宣言には約20社が参画しており、新型コロナウイルス感染症まん延の終結を唯一の目的とした行為について、特許権・実用新案権・意匠権・著作権の知的財産権の権利行使を行わないこととしています。

期間は世界保健機関(WHO)が同感染症のまん延終結宣言を行う日までとし、当該行為に対して一切の対価や補償を求めないことを宣言することにより、感染症まん延の終結に向けた各社・組織による知的財産の侵害問題への考慮や特許調査への時間や労力を廃し、その活動を支援します。

▶ プレスリリース

知的財産の管理体制

体制

「知的財産権のライセンス・管理等に係る要領」に基づき、味の素グループ全体の知的財産(特許、意匠、商標等)は味の素(株)が統括しています。調査、知的財産権維持管理業務については、関係会社の(株)アイ・ピー・イーに集約しています。その他の業務は、米国に駐在員、ロシアに専任スタッフを配置し、東南アジア、南米の各社では知的財産のキーパーソンを指名して、特許・法律事務所と共に遂行しています。特にバイオ関連技術については、日本・米国・ロシアの3拠点が連携し、強い特許権の獲得を進めています。

ガバナンスの強化

実績

知的財産に関する取り組み

味の素(株)の他社特許への影響

味の素(株)は、(株)パテント・リザルト(本社：東京)が発表した「食品業界 他社牽制力ランキング2019」において、1位にランキングされました。このランキングは、2019年の特許審査過程において他社特許への拒絶理由として引用された特許数を企業別に集計したものです。引用された特許数が多い会社は、競合他社が権利化する上で、阻害要因となる先行技術を多数保有している先進的な企業であるとされています。

実績

従業員への教育

味の素グループは、商標「味の素[®]」、「AJI-NO-MOTO[®]」の普通名称化防止や、従業員の商標マインド育成を目的として、商標の基礎知識や「味の素[®]」をはじめとする商標の表記ルールを学ぶ「商標セミナー」、その他の知的財産教育を、グループ従業員向けに継続的に開催しています。